

○静岡県都市計画公聴会規則

昭和 44 年 12 月 12 日

規則第 55 号

静岡県都市計画公聴会規則をここに制定する。

静岡県都市計画公聴会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 16 条の規定に基づき、知事が開催する静岡県都市計画公聴会(以下「公聴会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第 2 条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、開催期日の 2 週間前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聞こうとする都市計画の案(以下「都市計画案」という。)の概要を公告するものとする。

2 前項の公告は、県公報に登載するとともに、住民に周知せしめるよう適当な措置を講ずるものとする。

(公述の申出)

第 3 条 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催期日の 1 週間前までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名及び職業を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(公述人の選定等)

第 4 条 知事は、前条の規定により申し出た者のうち、同種の趣旨の意見を有する者が多数あつて、必要と認めるときは、意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定し、又は意見を述べる時間を制限することができる。

2 知事は、前項の規定により公述人を選定し、又は意見を述べる時間を制限したときは、その旨を本人に通知しなければならない。

(議長)

第 5 条 公聴会は、知事の指名する県の職員が議長として主宰する。

(公述人の陳述等)

第 6 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、第 3 条の規定により提出した書面の内容に準拠してなされなければならない。

3 議長は、公述人が前 2 項の規定に違反して陳述したとき、又は公述人に不穏当な言動があつたときは、その陳述を禁止し、又は退場させることができる。

(代理人又は文書による陳述)

第 7 条 公述人は、あらかじめ知事の同意を得たときは、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。

(質疑)

第8条 議長は、公述人に質疑することができる。

2 公述人は、質疑することができない。

(秩序の維持)

第9条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(記録)

第10条 議長は、公聴会の記録を作成し、保管するものとする。

2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

- (1) 都市計画案の内容
- (2) 公聴会の日時及び場所
- (3) 出席した公述人の氏名、住所及び職業
- (4) 公述人の陳述の要旨
- (5) その他公聴会の経過に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。